

新潟市鳥屋野総合体育館衛生管理・清掃・設備機器管理等仕様書

新潟市鳥屋野総合体育館の衛生管理・清掃・設備機器管理等の業務に関する仕様については、下表のとおりとする。

1 衛生管理業務及び清掃業務

(1) 日常清掃

場 所	作 業 内 容
【体育館棟 1 階】	<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き，拭き ※体育館の床板清掃については、文部科学省・スポーツ庁通知「体育館の床面の剥離による負傷事故の防止について（29 施企第 2 号平成 29 年 5 月 29 日）」を参考に行うこと。 ・巾木，手摺清掃 ・便器清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き ・浴槽シャワー室清掃
1 エントランスホール	
2 風除室，玄関	
3 事務室	
4 応接室	
5 大体育室	
6 放送室	
7 トレーニング室	
8 体力測定室	
9 幼児ルーム	
10 研修室	
11 役員控室	
12 指導員室	
13 男子選手控室	
14 女子選手控室	
15 委託管理室	
16 更衣室	
17 シャワー室	
18 湯沸し室	
19 トイレ	
20 エレベーター	
21 空調機室	
22 ポンプ室	
23 倉庫	
24 通路、階段	

<p>【体育館棟2階】</p> <p>1 中体育室</p> <p>2 体操練習室</p> <p>3 ランニングコース</p> <p>4 観覧席</p> <p>5 喫茶室</p> <p>6 ロビー</p> <p>7 更衣室</p> <p>8 シャワー室</p> <p>9 トイレ</p> <p>10 倉庫</p> <p>11 通路, 階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き, 拭き ・巾木, 手摺清掃 ・便器清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き ・浴槽シャワー室清掃
<p>【体育館棟3階】</p> <p>1 監視室</p> <p>2 機械室</p> <p>3 電気室</p> <p>4 発電機室</p> <p>5 エレベーター</p> <p>6 機械室</p> <p>7 冷凍機室</p> <p>8 通路, 階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き, 拭き ・巾木, 手摺清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き ・浴槽シャワー室清掃
<p>【屋内プール棟1階】</p> <p>1 エントランスホール</p> <p>2 事務室</p> <p>3 医務室</p> <p>4 浴室</p> <p>5 更衣室</p> <p>6 シャワー室</p> <p>7 プール</p> <p>8 プールサイド</p> <p>9 採暖室</p> <p>10 トイレ</p> <p>11 階段(室内・外)</p> <p>12 倉庫</p> <p>13 通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き, 拭き ・巾木, 手摺清掃 ・便器清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き ・浴槽シャワー室清掃

【屋内プール棟 2階】 1 観覧席 2 デッキ 3 監視室 4 監視室階段	・床面掃き, 拭き ・巾木, 手摺清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き
【武道館棟】 1 玄関 2 下足室 3 柔道場 4 剣道場 5 弓道場 6 相撲場 7 会議室 8 談話コーナー 9 更衣室 10 シャワー室 11 湯沸し室 12 水飲み場 13 足洗い場 14 トイレ 15 空調機室 16 機械室 17 倉庫 18 通路	・床面掃き, 拭き ・便器清掃 ・衛生消耗品補給 ・屑入処理 ・ガラス拭き ・浴槽シャワー室清掃
【敷地内】 (駐車場, 駐輪場等含む)	・ごみ拾い ・吸殻処理 ・掃き掃除

(2) 定期清掃

場 所	作 業 内 容
【体育館棟 1階】 1 エントランスホール 2 風除室, 玄関 3 事務室 4 応接室 5 大体育室 6 放送室 7 トレーニング室 8 体力測定室 9 幼児ルーム	・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗浄 ・ガラス清掃 ・カーペット洗浄

10 研修室 11 役員控室 12 指導員室 13 男子選手控室 14 女子選手控室 15 委託管理室 16 更衣室 17 シャワー室 18 湯沸し室 19 トイレ 20 エレベーター 21 空調機室 22 ポンプ室 23 倉庫 24 通路、階段	
【体育館棟2階】 1 中体育室 2 体操練習室 3 ランニングコース 4 観覧席 5 喫茶室 6 ロビー 7 更衣室 8 シャワー室 9 トイレ 10 倉庫 11 通路、階段	<ul style="list-style-type: none"> ・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗淨 ・ガラス清掃
【体育館棟3階】 1 監視室 2 機械室 3 電気室 4 発電機室 5 エレベーター 機械室 6 冷凍機室 7 通路、階段	<ul style="list-style-type: none"> ・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗淨 ・ガラス清掃

<p>【屋内プール棟1階】</p> <p>1 エントランスホール</p> <p>2 事務室</p> <p>3 医務室</p> <p>4 浴室</p> <p>5 更衣室</p> <p>6 シャワー室</p> <p>7 プール</p> <p>8 プールサイド</p> <p>9 採暖室</p> <p>10 トイレ</p> <p>11 階段(室内・外)</p> <p>12 倉庫</p> <p>13 通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗淨 ・ガラス清掃 ・浮遊物, 沈殿物除去
<p>【屋内プール棟2階】</p> <p>1 観覧席</p> <p>2 デッキ</p> <p>3 監視室</p> <p>4 監視室階段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗淨 ・ガラス清掃
<p>【武道館棟】</p> <p>1 玄関</p> <p>2 下足室</p> <p>3 柔道場</p> <p>4 剣道場</p> <p>5 弓道場</p> <p>6 相撲場</p> <p>7 会議室</p> <p>8 談話コーナー</p> <p>9 更衣室</p> <p>10 シャワー室</p> <p>11 湯沸し室</p> <p>12 水飲み場</p> <p>13 足洗い場</p> <p>14 トイレ</p> <p>15 空調機室</p> <p>16 機械室</p> <p>17 倉庫</p> <p>18 通路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すす払い ・壁面, ドア清掃 ・床面ワックス仕上げ ・床面洗淨 ・ガラス清掃

【敷地内】 (駐車場, 駐輪場等含む)	
------------------------	--

2 施設管理における点検等業務

項目	主な内容	頻度	備考
1. 冷暖房機運転 保守管理	○日常保守管理 ・ボイラー熱交換機設備 ・空調設備 ・各種ポンプ類 ・給排水、衛生設備 ・その他関係設備	随時	
	○定期保守管理 ・ボイラー整備、貯湯槽・熱交換器の整備検査等及び監督庁への報告 ・空調機、送風機の点検 ・空調機フィルターの洗浄 ・急速ろ過機, 循環ポンプストレーナーの洗浄 ・塩素パック注入機の整備	随時	
2. 消防用設備 消防法 (第 17 条の 3 の 3)	・機器点検	2 回/年	
	・総合点検	1 回/年	
3. 貯水槽清掃 水道法	・貯水槽等清掃点検	1 回/年	
	・塩素滅菌器	1 回/月	
4. 受付案内	・利用券の収納及び集計 ・利用方法等の案内 ・電話対応 ・使用料収納事務等の補助	毎日 (体育館棟, プール棟)	
5. 昇降機 建築基準法 (第 12 条第 4 項)	・保守点検 ・定期点検	1 回/月 1 回/年	
6. 自家用電気工作物 電気事業法 (第 42 条)	・日常点検	毎日	
	・月次点検	1 回/月	
	・年次点検	1 回/年	
7. 中央監視装置保守点検	・年次点検	1 回/年	
8. ボイラー電気系統点	・年次点検	1 回/年	2 基

検			
9. 樹木及び芝生維持管理	・ 剪定	1回/年	7月
	・ 薬剤散布	1回/年	7月
	・ 芝生目土	1回/年	5月
	・ 芝生刈込	1回/年	5月
	・ 雑草地除草	1回/年	7月
	・ 樹木、芝生施肥	1回/年	5月
10. ボイラー排ガス測定 定点検 大気汚染法（第16条）	・ 窒素酸化物測定 （排出ガス量4万m ³ /h未満）	2回以上/年	2基 9月, 3月
	・ ばいじん測定 （ガス専焼のボイラー、 ガスタービン及びガス機関）	1回以上/5年	2基（次回平成 34年度測定予定）
11. プールヒーター設備 保守点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加熱層点検及び調整 ・ 燃烧装置点検及び調整 ・ 制御装置、付帯配管点検及び調整 ・ 操作盤点検及び調整 ・ ガス配管点検及び調整 	1回/年	2基
12. トレーニングマシン 及びバスケットボール ゴールの保守点 検	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビネーションマシン ・ 有酸素マシン ・ その他トレーニング機器 ・ バスケットボールのゴール 	1回/年	9月の定期清掃 日
13. プール水質検査		1回/月	
14. 特殊建築物 建築基準法 （第12条第2項）	・ 建築物点検	1回/3年	
	・ 建築設備点検	1回/年	